

中小企業・SDGs ビジネス支援事業 2023 年度公示分 Q&A

こちらは、以下の質問票からいただいた質問とその回答の一覧です。

⇒ [2023 年度公示質問書はこちら <9/26\(火\)正午にて質問受付締め切り>](#)

A. 全事業区分共通

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A001	9/4	募集要項	第 2、1.募集対象の法人、(2)、③	財務指標に関する条件として「③直近の年収の3年平均が 3 千万円未満」があるが、企画書提出時に本邦法人と現地法人の両方がそれを満たしている必要があるのか。	提案法人(共同企業体の場合は構成員を含む)のみが満たす必要のある条件となります。なお、現地法人は本邦登記法人では無いので、共同企業体の構成員にはなれません。
A002	9/4	募集要項	第 5、3.スタートアップ企業による応募、③	スタートアップ企業の認定要件として「スタートアップ企業向け外部資金(ベンチャーキャピタルからの投資実績、公的機関からのスタートアップにかかる助成金や委託事業等)が 500 万円以上(複数ある場合は合算)あること。」があるが、法人設立前に得た外部資金もその対象となるか。	法人設立前に得た助成金である場合、当該助成金がスタートアップ企業向けであり、かつ、提案法人に対するものであることが明確である場合に限り対象となります。
A003	9/6	募集要項	第 5、3.スタートアップ企業による応募、③	スタートアップ企業の認定要件として『スタートアップ企業向け外部資金(ベンチャーキャピタルからの投資実績、公的機関からのスタートアップにかかる助成金や委託事業等)が 500 万円以上(複数ある場合は合算)あること。』とあるが、事業会社・個人投資家からの投資実績、公的機関からの各助成金や各委託事業が、この要件を満たすか教えてほしい。	事業会社や個人投資家からの出資が、常に要件を満たすか否かは頂いた情報から判断出来ませんでした。ケースバイケースとなります。スタートアップ企業向けの外部資金である場合には、企画書にてその旨が分かるようにご説明ください。 また、公的機関からの各助成金や各委託事業がこの要件を満たすか否か、個別にお示しすることは出来ませんが、あくまで”スタートアップ企業を対象とした”助成金・委託事業が対象となります。企画書にてその旨が分かるようにご説明ください。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A004	9/6	募集要項	第 4、2.応募書類	登記事項証明書(写)の代わりに履歴事項全部証明書を提出する場合、発行日に関して指定があるか。 また、納税証明書(その 3 の 3)について(写)の提出でも良いか。	履歴事項全部証明書をご提出頂く場合も、登記事項証明書と同様に『発行日が公示日より 3 カ月以内のもの』をご提出ください。 また、納税証明書(その 3 の 3)を含め PDF 形式で提出頂く書類については原本提出は不要のため、(写)提出とご理解頂きますようお願い致します。
A005	9/7	募集要項	第 2、2.本支援事業の対象外となる応募【採択実績のある提案法人のみ】	ビジネス化実証事業を実施後、普及・実証・ビジネス化事業に応募する事は可能か。	「同様の内容(同一企業、同一国、かつ同一商材(製品/サービス・技術・ノウハウ)」であれば、ビジネス化実証事業を実施後、普及・実証・ビジネス化事業に応募する事は出来ません。「同様の内容」でなければ応募可能です。詳細は<ビジネス化支援型>の募集要項p9をご確認下さい。 なお、募集要項冒頭に記載の通り、2024 年度に向けて制度改編を予定しておりますので、2024 年度の募集内容は 2023 年度のそれと大きく異なる可能性があります。
A006	9/7	募集要項	第 1、1.はじめに	提案製品を提案法人ではなく外部要員又は補強が所有する場合、本支援事業へ応募する事が可能か。	(質問文に記載頂いた個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。)募集要項にも記載の通り、本支援事業の提案製品/サービス・技術・ノウハウについては『活動の中心となる製品/サービス・技術・ノウハウは提案法人固有又は提案法人がビジネス展開の権利を有する製品/サービス・技術・ノウハウであることを基本』としています。これらに該当する場合は応募が可能です。 なお、ビジネス展開の権利を有する場合は企画書 A.提案製品・技術・サービスの概要の 4.及び 5.において、権利関係、提案法人が事業展開する強み・付加価値等を記載ください。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A007	9/7	募集要項	第 1、2.募集対象事業	国立大学法人は学校法人とみなされるか、共同企業体の構成員になれるか。	国立大学法人は学校法人(私立学校を設置運営する主体)ではありませんので、提案法人・共同企業体の構成員になることは出来ません。なお、所属する国立大学法人の承認を得られれば、外部要員(ビジネス化支援型)または外部人材(調査委託型)として参画出来る場合があります。
A008	9/7	募集要項	第 2、1.募集対象の法人、(8)	採択後の辞退は、応募後の辞退(JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口へメール連絡)と同様か。	採択後の辞退は、応募後の辞退とは異なる手続きが必要となります。 また、応募後または採択後に辞退されますと、来年度のご応募に際して制限が加わる可能性がございます。詳細は募集要項の第 2 応募資格要件、1.募集対象の法人、(8)をご確認下さい。
A009	9/8	募集要項	第 2、2.本支援事業の対象外となる応募、(6)	現在、A 国で案件化調査を実施中だが、今回の募集では B 国を対象にビジネス化実証事業に応募したい。これは重複応募にあたるか。	募集要項にも記載の通り、「同様の内容(同一企業、同一国、かつ同一商材(製品/サービス・技術・ノウハウ)が応募に含まれていること、以下「同様の内容」といいます。)」では無い場合、重複応募には該当しません。
A010	9/8	募集要項	第 1、1.はじめに	提案技術を有するグループ会社を外部要員又は補強として、応募する事は可能か。	(質問文に記載頂いた個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) 応募の前提として、本支援事業の提案製品/サービス・技術・ノウハウについては『活動の中心となる製品/サービス・技術・ノウハウは提案法人固有又は提案法人がビジネス展開の権利を有する製品/サービス・技術・ノウハウであることを基本』としています。これらに該当する場合は応募が可能です。 なお、提案法人がビジネス展開の権利を有する場合には、企画書にて権利関係、提案法人が事業展開する強み・付加価値等を記載ください。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A011	9/11	募集要項	第 5、2.地域金融機関連携案件/1 億円を超える応募(中小企業支援型)	商工中金の地方支店は、地域金融機関連携案件が対象とする地域金融機関に該当するか。	(質問文に記載頂いた個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。)募集要項に記載の通り、対象となる地域金融機関は『地方銀行(全国地方銀行協会加盟行)、第二地方銀行(第二地方銀行協会加盟行)、信用金庫、信用組合』としております。商工中金の地方支店はこれに該当しません。
A012	9/11	様式 4.金融機関確認書	—	無借金企業や 3 年以内に外部借入を開始した企業が、同確認書の発行を依頼出来ないのか。	(本質問フォームでは、今年度の募集要項に係るご質問のみ回答させていただきます。)「3 年以上出融資にかかる取引関係のある金融機関」からの確認書以外については審査に際して加味いたしません。なお、財務基盤の評価に際しては、提出いただく財務情報等を踏まえ借入状況も含めて総合的に分析・評価させていただきます。
A013	9/11	様式 4.金融機関確認書	—	口座開設、または取引銀行との借入実績が3年未満である場合、同確認書の発行は依頼できるか。	口座開設、3年未満の融資実績はいずれも『3 年以上出融資にかかる取引関係』に該当しませんので、同確認書の発行を依頼できません。ただし、提案法人が設立 3 年未満の場合に限り、金融機関との取引が 3 年未満であっても、金融機関確認書の提出を認めます。
A014	9/12	様式 4.金融機関確認書	—	金融機関確認書を提出できる金融機関に制限はあるか。	特に制限はございません。
A015	9/12	企画書	第 2、2.本支援事業の対象外となる応募、(4)	A 国に B 商品、C 国に D 商品という形で、23 年度の公示回に複数の応募をする事は可能か。	2 つの応募が異なる支援メニュー・異なる提案内容であっても同公示回への複数応募は不可です。ただし、中小企業/中堅企業以外の営利法人の場合、異なる製品/サービス・技術・ノウハウの応募であれば、同じ支援メニューを含め同公示回への複数の応募が可能です。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A016	9/12	募集要項	第 1、1.はじめに	提案技術を提案法人ではなく外部要員又は補強が所有する場合、本支援事業へ応募する事が可能か。	(質問文に記載頂いた個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) 公開済みの No.A006 の質問及び回答をご確認下さい。
A017	9/12	募集要項	第 5、3.スタートアップ企業による応募、③	スタートアップ企業の認定要件として「スタートアップ企業向け外部資金(ベンチャーキャピタルからの投資実績、公的機関からのスタートアップにかかる助成金や委託事業等)が 500 万円以上(複数ある場合は合算)あること。」があるが、以下の場合はその対象となるか。 ・法人設立前に得た研究資金 ・公的機関を通じた海外での製品導入事例 ・共同企業体の構成員として上記を得た場合	(質問文に記載頂いた個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) 公開済みの No.A002、A003 の質問及び回答も参照ください。 ・法人設立前及び設立後に得た当該助成金や委託事業等がスタートアップ企業向けであり、かつ、提案法人に対するものであることが明確である場合に限り対象となります。 ・スタートアップ企業向けの外部資金である場合には、企画書にてその旨が分かるようにご説明ください。 ・代表企業では無い場合、その旨記載いただくとともに、代表企業との関係、今次提案に際しての代表企業の関与等関連情報もご記載下さい。 ・企画書に頂いた内容を踏まえ、JICA にて判断させていただきます。
A018	9/13	財務諸表、企画書	—	①未上場企業の場合も含め財務諸表の提出は必須か。 ②企画書別紙3調査実施体制(普及・実証・ビジネス化事業では別紙 4 業務従事者名簿)について、テンプレートの行数に収まらない人数を記載することは可能か。	①提案企業(共同企業体の場合は構成企業含む)の上場区分(公開有無)に関係なく、財務諸表の提出は必要です。 ②可能です。テンプレートの行数に収まらない場合は、当該ページをコピーして記載してください。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A019	9/13	—	—	A 国 B 州で既にビジネスを展開している場合、ビジネス展開を行っていない A 国 C 州を対象として本支援事業に応募可能か。	(質問文に記載頂いた個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) 応募可能です。既に A 国でビジネス展開されていることですので、本支援事業が必要な理由についてわかりやすくご説明をいただければと思います。なお、募集要項の「第 5.応募に係る諸条件、1.本支援事業対象国」に記載の通り、必ず当該国の JICA 安全対策措置をご確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いいたします。
A020	9/13	募集要項	第 4.応募方法	・財務諸表は、郵送での提出も可能か。 ・官報公告に掲載する要旨でも良いか。	・専用ウェブサイト経由での応募のみ受け付けております。 ・要旨の代用は不可です。
A021	9/15	募集要項	第 4、2.応募書類	「中小企業団体の設立許認可書等」とはどのような書類か。	募集要項に記載の通り、中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合)が応募する際には、当該法人が応募資格要件に当てはまる中小企業団体であることを示す、所管行政庁が交付する設立認可書の写し等のご提出下さい。なお、中小企業・中堅企業・それら以外の営利法人・非営利法人が応募する場合は、同書類の提出は不要です。
A022	9/15	募集要項	第 1、1.はじめに	・募集要項には「提案法人固有又は提案法人がビジネス展開の権利を有する製品/サービス・技術・ノウハウであること」とあるが、「固有技術」乃至「権利」のどちらかを提案法人が有していれば応募可能か。 ・「権利を有する」とは譲渡、利用許諾のどちらを意図するか。	(個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) 募集要項に記載の通り、①活動の中心となる製品/サービス・技術・ノウハウが提案法人固有のものであること、もしくは②提案法人が活動の中心となる製品/サービス・技術・ノウハウをビジネス展開する権利を有していることを基本としており、①・②どちらかを満たしていれば応募可能です。 ・②の場合、公開済みである A010 の回答(特に「なお」以降の文章)をご確認下さい。適切な権利関係の下でビジネス展開がなされる必要がありますので、権利関係等について企画書で説明ください。企画書の内容を踏まえ、JICA にて要件を満たすか否か判断致します。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A023	9/15	募集要項	第4、2.応募書類	①ビジネス化実証事業/ニーズ確認調査への応募に際し、同意書の押印は省略可能か。 ②普及・実証・ビジネス化事業(SDGs ビジネス支援型)への応募に際し、貸借対照表及び損益計算書に加え、キャッシュフロー計算書も提出する必要があるが、提案法人又は共同企業体の構成員が未上場であり作成していない場合は、どのようにすべきか。	(念のためスキーム毎に必要な書類を募集要項にて再度ご確認ください。質問文には普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型/SDGs ビジネス支援型)の応募に必要な書類と、ビジネス化実証事業/ニーズ確認調査のそれが混在しているようにお見受けします。) ①省略可です。 ②提出不要です。
A024	9/15	募集要項	第4、2.応募書類	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)について、附属明細書や決算書ごと提出する必要があるか。	附属明細書、決算書の全ページをご提出頂く必要はありません。貸借対照表及び損益計算書の該当部分のみ提出ください。
A025	9/15	—	—	現地関係機関との覚書等を添付資料として提出できるか。	【企画書作成に当たっての留意事項】にも記載の通り、「(企画書の様式で指定された)別添資料以外の資料・書類等を添付いただいても審査対象とはなりません」。また、そうした書類を受け付けることは出来ません。企画書の記載量制限の範囲内で、覚書等の準備状況を説明頂く事は可能です。
A026	9/15	様式4. 金融機関確認書	—	銀行保証(バンクギャランティー)の発行、L/C の買い取り等の信用行為をしてもらった金融機関から同確認書を取り付ける事は可能か。	記載いただいた内容は出融資に該当しませんので、同確認書の発行を依頼できません。 また、同確認書の取り扱いについては、公開済みのA012の質問及び回答もご確認ください。
A027	9/15	様式4. 金融機関確認書	—	同確認書を提出する金融機関が現地調査を行わない場合、同確認書の提出は可能か。	・可能です。 ・「金融機関確認書」と「地域金融機関連携」とは異なりますのでご注意ください。地域金融機関連携の場合は企画書においてその旨明記のうえ、必要情報を記載いただく必要があります。詳細は募集要項をご確認下さい。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A028	9/15	募集要項	第 5、2.地域金融機関連携案件/1 億円を超える応募(中小企業支援型)	地域金融機関の調査/業務従事者が現地渡航を伴わない場合も、地域金融機関連携案件として認められるか。	現地渡航を伴わない場合も、提案法人と取引のある地域金融機関人材が調査/業務従事者として調査/事業に参画し、提案企業の海外展開を検討・調査する事が確認出来れば、地域金融機関連携案件として応募可能です。地域金融機関が果たす役割は、企画書内でご説明ください。
A029	9/19	募集要項	第 5、2.地域金融機関連携案件/1 億円を超える応募(中小企業支援型)	地域金融機関の調査/業務従事者の現地渡航は、毎回同行が必須か。	毎回同行必須とはしておりません。既に公開済みの A028 の質問及び回答もご確認下さい。
A030	9/19	募集要項	第 1、2.募集対象事業	応募資格要件には「みなし大企業」についての記載がないため、中小企業、中堅企業については募集要項に記載されている通りの要件を満たしていれば、応募できるという理解でよいか。	募集要項の記載の要件を満たしていれば応募可能です。C003 の回答が全制度に当てはまりますので参照ください。
A031	9/20	様式 4.金融機関確認書	—	様式 4 金融機関確認書における「3 年以上出融資」について、現在取引がないものの、過去の実績を用いることは可能か。 また、過去の取引実績の証明として信用調査のレポート等に反映されていることは条件となるか。	現在お取引がなくとも、過去に 3 年以上の出融資にかかるお取引がある場合は様式 4 のご提出が可能です。なお、本書は金融機関名にてご提出いただく書類となりますので、信用調査レポートは関係しません。
A032	9/20	企画書	全般	企画書に URL リンクの貼り付けは可能ですか。	参考として URL を載せることは可能ですが、主たる説明は企画書内に記載してください。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A033	9/21	募集要項、企画書	—	提案製品が他社製品と組み合わせて販売を行うものの場合、応募対象となるか。また、ビジネス化支援型の企画書設問 A、3 は「はい」「いいえ」のどちらを選択すべきか。	(個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項に記載の通り、①活動の中心となる製品/サービス・技術・ノウハウが提案法人固有のものであること、もしくは②提案法人が活動の中心となる製品/サービス・技術・ノウハウをビジネス展開する権利を有していることを基本としており、①・②どちらかを満たしていれば応募可能です。 ・②の場合、公開済みである A010 の回答(特に「なお」以降の文章)をご確認下さい。適切な権利関係の下でビジネス展開がなされる必要がありますので、権利関係等について企画書で説明ください。企画書の内容を踏まえ、JICA にて要件を満たすか否か判断致します。 ・提案法人の製品のみで販売できず、他社製品とのセット販売をしなければ使用できないような提案法製品であれば、企画書設問 A、3 は「はい」となります。
A034	9/21	企画書	実施体制	ニーズ確認調査又はビジネス化実証事業においては別紙 3 調査実施体制(普及・実証・ビジネス化事業においては別紙 4 業務従事者名簿)について、テンプレートの行数に収まらない人数を記載することは可能か。	公開済みの A018②を質問及び回答をご確認下さい。
A035	9/21	様式 4. 金融機関確認書	—	貸金業法に登録されている企業からの出融資をもって、金融機関確認書の提出は可能か。	提案法人に対する出融資であれば、貸金業法に登録されている企業からの金融機関確認書を提出可能です。審査時の加味にあたっては、確認書の内容を踏まえて判断します。
A036	9/22	企画書	設問 1、(4)	「環境・社会・文化・慣習面のリスク対策、配慮」について記載する際、提案法人にて環境社会配慮カテゴリーを自主判断した上で、企画書を作成して良いのか。	環境社会配慮カテゴリーは JICA にて判断致しますので、提案法人に自主判断をお願いするものではありません。企画書作成においては設問 1(4)や設問 3(9)にて、提案法人にて現在想定されているリスクや対応策などをご記載下さい。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A037	9/25	募集要項	第 2、1.募集対象の法人 (2)財務要件	財務指標「②直近期(一期1年)の貸借対照表で債務超過」について、前期末時点で債務超過状態であり、今期決算(9月)では解消している。この場合、要件を満たしているか。	募集要項に記載のとおり 2023 年9月1日時点で財務指標の要件を満たしていただく必要があります。債務超過については直近期(1期1年)の貸借対照表に基づき判断いたしますので、残念ながら要件を満たしません。
A038	9/25	募集要項	第 4、2.応募書類	納税証明書の発行日について『発行日が公示日より 3 カ月以内のもの』とあるが、9 月 1 日の公示日前 3 か月以内であれば良いか。	ご理解の通りです。
A039	9/25	企画書	全般	企画書はカラー版・モノクロ版のどちらで審査される事を想定して作成すれば良いか。	企画書の電子データを活用しますので、どちらでご作成頂いても結構です。この選択により審査上、有利・不利になる事はございません。
A040	9/25	—	—	納税証明書、登記簿謄本といった提出書類原本を PDF データにすると、「COPY」や「複写」といった文字が表示されるが、問題は無いのか。	問題ございません。
A041	9/25	アンケート設問 6.他機関からの支援実績	アンケート設問 6.他機関からの支援実績	他機関からの支援実績とは、JETRO への相談等も含むか。	他機関へのご相談・問合せは含みません。他機関の支援制度を利用した実績、他機関から業務委託を得た実績をご記載下さい。
A042	9/25	様式 4. 金融機関確認書	—	『3 年以上出融資にかかる取引関係』を有する金融機関が無い場合、金融機関確認書の提出は不要か。	不要です。同確認書は任意書類であり、未提出でも応募可能です。
A043	9/26	募集要項	第 4、2.応募書類	納税証明書は、後日「その 3 の 3」に差し替えることを条件に、応募時は「その 3」を提出する事は可能か。	「その 3 の 3」以外は受け付けておりません。なお、分割納税等の特殊な事情により「その 3 の 3」が一時的に取り付けられない場合には、応募サイト上でその理由と提出可能時期を明記ください。詳細は「参考資料 応募フォーム入力マニュアル」をご確認下さい。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
A044	9/26	—	—	添付可能なサイズが10MBまでとなっていますが、提出したいファイルサイズがそれを超えているが、どうしたら良いか。	ファイルサイズを縮小する等してご対応下さい。
A045	9/26	募集要項	第4、2.応募書類	公示日後に取得した登記事項証明書を提出して問題ないか。	募集要項に記載の通り、公示日より前後3か月以内のものであれば問題ありません。

B. ニーズ確認調査/ビジネス化実証事業

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
B001	9/4	企画書	設問 A、7、(3)	ビジネス化支援型の企画書、A7(3)は全ての応募企業が記載すべき項目か。	A7(3)はスタートアップで販売実績のない場合のみご記載下さい。 企画書の記載が分かりづらいため、様式 2 企画書(ニーズ確認調査/ビジネス化実証事業)を修正致しました。正誤表と共に、修正した企画書を公開しておりますので、お手数をおかけしますがご確認頂き、修正版をご利用くださいませ。
B002	9/4	企画書	別紙 4 又は別紙 7「コンプライアンス(法令遵守)・経理処理体制」、4	JICA コンサルタントが調査支援対象経費の予算管理・精算を行う事となっているため、精算体制をどのような形で図示すべきか。	採択企業による立替払いや調査支援対象経費内訳の作成を行う体制をご記載下さい。
B003	9/4	企画書	設問 B、4	図表の挿入が可能となっているが、ページ数に制限はあるか。	ページ数の制限はありません。ただし、字数は 400 字以内でご記載下さい。
B004	9/4	企画書	別紙 1	別紙 1 の記載ぶりについて、例えば、製品 A の販売実績が複数かつ全て BtoB セグメントの場合、集約して製品 A を 1 件として記載すべきか。	かならずしも1件に集約することが必須というわけではありません。どのような顧客層(セグメント)にどの程度の価格のものをどの程度の数量販売されているかという観点で分かりやすく記載いただければと存じます。例えば、セグメント毎に集約、セグメント毎かつ国内/海外又は販売単価で分ける等、販売状況に応じてご検討ください。
B005	9/6	企画書	設問 A、1 及び 2	提案製品・技術の説明においても図表や写真の挿入は可能か。	図表・写真の挿入は可能です。図表内の文字数をカウントするものではありませんが、説明は企画書本文で行ってください。
B006	9/6	別添資料 4. 調査支援対象費目	—	子会社の従業員を傭人とする事は可能か。	不可です。子会社の従業員に対する人件費は、JICA では負担出来ません。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
B007	9/8	企画書	設問 A、7、(1)及び別紙 2	<p>・7(1): 法人設立後の販売総額を記載する必要があるか。直近 5 年以内や主要な外部資金等、記載ぶりに指定はあるか。</p> <p>・別紙 2: 直近 5 年以内や主要な外部資金等、記載ぶりに指定はあるか。</p>	<p>・7(1): 提案製品・サービスの販売額を累計でご記載下さい。</p> <p>・別紙 2: かならずしもすべてを記載いただく必要はありませんが、御社がスタートアップ企業の資格要件を満たしている事が分かるようにご記載下さい。助成金等については、"スタートアップ企業を対象とした"助成金・委託事業が対象となります。企画書にてその旨が分かるようにご説明ください。</p>
B008	9/11	応募書類	—	応募時にロジックモデルの提出が必要か。	ロジックモデルは調査活動の中で作成するものであり、応募時の提出は不要です。
B009	9/11	別添資料 4. 調査支援対象 費目	—	現地ビジネスパートナーを特殊傭人にできるか。	<p>特殊傭人とは、調査業務に関連して必要となる現地技術者等(通訳を含む。)です。提案法人・外部要員の関連法人所属者でない限り現地ビジネスパートナーであっても傭人とする事は可能です。最終的には、採択後に当該傭人の所属先と提案法人との関係、当該調査業務の必要性、傭人価格等にかかる情報をいただいたうえで、支出対象として適切か否かを JICA にて判断させていただきます。</p> <p>なお、特殊傭人と外部要員の兼務はできません。</p>
B010	9/11	—	—	<p>①監理団体は提案法人又は共同企業体の構成員になれるか。</p> <p>②現地在住の日本人を傭人にする事が出来るか。</p>	<p>(質問文に記載頂いた個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。)</p> <p>①当該の監理団体の法人が中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合)である場合には可能です。</p> <p>②可能です。ただし、当該人の所属先が提案法人・共同企業体の構成法人・外部要員の所属先又はこれら法人の関連会社である等、JICA が負担出来ない場合もございますので、最終的には採択後に JICA が可否を判断させていただきます。加えて、提案法人の責任にて当該者の在留資格等を事前に確認した上で雇用下さい。</p>

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
B011	9/12	別紙 6. 環境社会配慮 スクリーニング 様式	項目 1	項目 1 の「所在地」は国・県・市などの行政単位で記載すれば良いか。	応募時の想定で、可能な範囲で実証場所・施設含め詳細にご記載下さい。 本支援事業では環境社会に甚大な影響を及ぼす可能性のある応募は支援対象外となり、本支援事業の対象サイトは原則として政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外となります。また、ビジネス化実証事業については契約を締結する交渉と並行して、環境社会審査を行います。環境影響が大きいと判断された場合には環境社会配慮に係る追加資料のご提出を含むその他対応をお願いする場合があります。
B012	9/12	企画書	全般	図表や写真の挿入が指示されていない設問においても、図表や写真の挿入は可能か。	図表・写真の挿入は可能です。図表内の文字数をカウントするものではありませんが、説明は企画書本文で行ってください。
B013	9/12	—	—	採択後、採択企業が新規雇用した者を調査従事者に追加し、旅費等の支給対象とする事は可能か。	可能です。企画書の「別紙 3.調査実施体制」には、採択後に雇用予定である旨をご記載下さい。「様式 3.調査支援対象経費積算表」は、当該従事者の旅費等を考慮の上、作成下さい。
B014	9/12	企画書	設問 A、7	・『提案する製品・技術・サービス』の販売実績とは、技術から得た対価、技術により生産した製品から得た対価のどちらを記載すべきか。 ・企画書では、法人設立後の販売総額を記載する必要があるか。1 期分だけでも良いか。	(質問文に記載頂いた個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) ・提案ビジネス次第です。提案ビジネスが技術のライセンス販売等なら前者、製品の販売なら後者をご記載下さい。 ・提案製品・技術・サービスの販売額は累計でご記載下さい。
B015	9/12	別添資料 4. 調査支援対象 費目	—	「セミナー等実施関連費」に、学会出展費用を含める事が出来るか。	調査・実証活動に必要な場合には計上可能です。いずれにしても採択後、JICA が活動内容・出展目的等を確認させて頂き、計上可否を判断致します。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
B016	9/13	—	—	応募フォーム内で図表や覚書を提出する事は可能か。	図表や覚書を企画書とは別の形式で受け付ける事は出来ません。なお、企画書内に図表の挿入は可能ですので、公開済みの B003,B005,B012 の質問及び回答も参照ください。
B017	9/13	別紙 6. 環境社会配慮 スクリーニング 様式	項目 1 及び 2	・項目 1:事業活動する場所の所在地をどの程度詳細に書く必要があるか。 ・項目 2:「いいえ」の場合、2-2,2-4 の記載は不要でしょうか。	・項目 1:公開済みの B011 の質問及び回答をご参照下さい。 ・項目 2:2-1、2-3 の回答が「いいえ」の場合、それぞれ 2-2、2-4 は記載不要です。
B018	9/13	様式 1. 同意書	—	同意書の押印は省略可能か。	省略可です。
B019	9/13	企画書	全般	文字数をどのようにカウントすれば良いか。	WORD ツールバーの文字カウントで示される「文字数(スペースを含めない)」でお考え下さい。
B020	9/13	—	—	応募前にカウンターパートから、実施体制、活動計画、カウンターパートになる事について了解を得ておく必要があるか。	応募時点で了解を得ていない場合も応募は可能です。企画書には、応募時点での準備状況及び採択後に実施予定の事項をそれぞれ明記ください。
B021	9/15	企画書	全般	図表や写真の挿入時、企画書の枠内に収める必要があるか。	枠を適宜大きくする等して、図表や写真も枠内に収めて下さい。
B022	9/15	企画書	設問 C、4	「C4.上記に一番関係の深い SDGs ゴールを選択してください。」の「上記」とは C3 の設問、提案ビジネスのどちらを指しているのか。	提案ビジネスを指していますので、提案ビジネスと一番関係の深い SDGs ゴールを選択ください。
B023	9/19	企画書	別紙 1	販売単価が度々変わっている場合には、販売単価・数量・総額をどのように記載すれば良いか。	記載ぶりを厳密に定めておりませんので、既に公開済みの B004 の質問及び回答をご確認下さい。必要に応じて単価等の考え方を別紙1に記載いただくことも可能です。記載箇所は分かる場所であれば特段の決まりはありません。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
B024	9/19	別添資料 4. 調査支援対象 費目	4.積算にかかる留意事項	『特殊傭人費及び車両借上費、調査対象国内の交通費(対象国内航空賃を含む)については提案法人分と同額を JICA コンサルタント分として計算ください。』とあるが、特殊傭人費・車両借上費・国内交通費を提案法人分の 2 倍の金額を計上しておく事によいか。	・国内交通費が調査対象国内の交通費(調査対象国を移動する航空賃等。日本と調査対象国間の往復航空賃、内国旅費は除く)を意図されている前提で回答致します。 ・特殊傭人費、車両借上費、調査対象国内の交通費は、コンサルタント分として提案法人分(提案法人の調査従事者の合算)と同額を計上、つまり提案法人分の 2 倍の金額を計上頂く事になります。
B025	9/19	別添資料 4. 調査支援対象 費目	4.積算にかかる留意事項	調査対象国又は第三国に居住する調査従事者(海外居住者)の航空賃・宿泊費・日当・内国旅費は計上可能か。	・調査対象国居住者については、調査対象国内で宿泊を伴う移動が発生する際は航空賃・宿泊費・日当を支給します。 ・第三国居住者については、調査対象国への出張時には航空賃・宿泊費・日当を支給します。 ・内国旅費は日本国内における「所属法人所在地または居住地(以下、「居住地等」という。)から最寄りの国際空港まで、あるいは最寄りの国際空港から居住地等まで移動するための経費」であるため、海外居住者は計上出来ません。
B026	9/19	企画書	設問 C、2 及び別紙 3	別添資料 8.FAQ(よくあるご質問と回答)の No.16 に英語力を確認するとあるが、ニーズ確認調査の企画書において英語力を記載する箇所はどこにあるか。	ニーズ確認調査の企画書においては、直接的に英語力を問う事はしていませんが、設問 C の 2、別紙 3 に提案法人及び調査従事者の海外業務経験についてご説明下さい。
B027	9/19	別紙 6. 環境社会配慮 スクリーニング 様式	項目 3	3-1 が「いいえ」の場合、それ以降の 3-2,3-3,3-4 の記載は不要でしょうか。	記載不要です。
B028	9/20	別添資料 4. 調査支援対象 費目	4.積算にかかる留意事項	宿泊料金の 11,600 円は、どこに泊まっても領収書を必要とせず、固定で支払われる理解で合っていますか？	ご理解の通り宿泊料の単価は1泊につき 11,600 円となり、領収書等は不要です。 なお、連続する滞在日数が 30 日間を超える場合は単価を減じます。詳細は別添資料 4 調査支援対象費目(P3)をご確認ください。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
B029	9/20	企画書	設問 A	提案製品・技術・サービスの販売実績について、販売開始からの総額を記載する理解でよいか。	販売開始からの累計の販売総額を記載してください。
B030	9/20	別添資料 4. 調査支援対象費目	特殊傭人費	「現地コーディネーター」として現地人材を参画させたく、特殊傭人費に計上可能か？	可能です。詳細な条件はコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン P16 をご確認ください。 jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/ku57pg000010c00g-att/quotation_01_202204.pdf
B031	9/20	別添資料 4. 調査支援対象費目	雑費	資機材の保管用ラックは消耗品として計上可能か。	(個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) 調査に必要な資機材であれば、特定の条件を満たす場合に限り雑費として計上可能です。詳細は別添資料 4 調査支援対象費目の P6 をご確認ください。
B032	9/20	企画書	ビジネス化実証事業別紙 6	ビジネス化実証事業の企画書別紙 6.環境社会配慮スクリーニング様式について、「3-3」の●記入で、「いいえ」を選択した場合、「3-4」の記載は不要でしょうか。	「3-4」の他に「●」を記入して現在の状況を記入してください。 公開済の B017 及び B027 の回答も併せてご参考ください。
B033	9/21	—	—	提案法人代表者の親族を調査従事者に含める事は可能か。	当該の親族が提案法人又は外部要員として調査活動に参画し、担当業務があるのであれば、調査従事者に含める事が可能です。
B034	9/21	—	—	現地子会社従事員は調査従事者になれるか。	外部要員として調査従事者に含めることが可能です。
B035	9/21	別添資料 4. 調査支援対象費目	—	現地の社員等が来日する航空賃について、計上費目はどれが適切か。	本調査活動の中で現地社員が来日して活動を行う事は想定しておりませんので、計上は出来ません。なお、国内業務費では現地社員ではなく現地ビジネスパートナーや調査対象国政府機関の職員を日本に受け入れるための往復の国際航空賃であれば計上可能です。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
B036	9/21	企画書	全般	写真や図表の挿入は可能か。	公開済みの B003,005,0012,016,021 の質問及び回答をご確認下さい。
B037	9/21	企画書	設問 A、7、(1)及び別紙 2	法人設立後の販売総額は累計で記載する必要があるか。何年分という記載でも良いか。	公開済みの B004,007,014,023,029 の質問及び回答をご確認下さい。
B038	9/21	様式 1. 同意書、企画書の別紙 3	—	①同意書の押印は省略可能か。 ②別紙 3 調査実施体制の「役割」は何を記載すればよいのか。	①公開済みの B018 の質問及び回答をご確認下さい。 ②当該の調査従事者が担う具体的な業務を「担当業務」へご記載頂き、それを一言で表したものを「役割」にご記載下さい。
B039	9/21	別添資料 4. 調査支援対象費目	別表	予防接種費用を雑費に計上出来るか。	提案法人・外部要員・地域金融機関従事者の予防接種費用は計上可能です。
B040	9/22	企画書	設問 A、7、(1)及び別紙 2	法人設立後の販売総額は累計で記載する必要があるか。何年分という記載でも良いか。	公開済みの B004,007,014,023,029 の質問及び回答をご確認下さい。
B041	9/22	様式 3. 調査支援対象経費積算表	—	調査支援対象経費に関して、最終的にどの書類を提出すれば良いか。	「様式 3.調査支援対象経費積算表(Excel ファイル)」の内、ご自身のスキームが応募される Excel シートを活用して作成頂き、同ファイルを Excel ファイルのままご提出ください。 作成例が「別添資料 4.調査支援対象費目」内にごございます。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
B042	9/22	募集要項	第 2.応募資格要件	スタートアップ企業が応募する場合、「①設立 15 年以下、②未上場、③スタートアップ企業向け外部資金が 500 万円以上(複数ある場合は合算)あること」以外に応募資格要件はあるか。	スタートアップ企業のニーズ確認調査への応募資格要件は以下の通りです。以下をひとつでも満たしていない場合は、ご応募頂けません。 ・右記①～③を満たしている。 ・募集要項の第 2.応募資格要件、第 1 項(2)に記載の通り、財務要件②直近期(一期1年)の貸借対照表で債務超過ではない(財務要件①及び③はスタートアップ企業は免除される)。 ・もし「製品/サービス・技術・ノウハウの販売実績」がない場合、主たる要素技術の販売実績がある、又は提案製品・サービスの実証段階を終えている。
B043	9/22	募集要項	第 2、1.募集対象の法人(2)財務要件	設立 3 期未満の場合(設立後 1 期もしくは 2 期)、財務指標を「①当期純利益が過去 3 期連続マイナス(当期純利益が直近の過去 3 期連続で赤字)」及び「③直近の年商の 3 年平均が 3000 万円未満」をどのように捉えれば良いか。	それぞれ以下のように読み替えます。 ①過去 1 期/2 期連続マイナス(当期純利益が直近の 1 期/2 期連続で赤字) ③直近の年商の 1 年分/2 年の平均が(ニーズ確認調査の場合)2000 万円未満、(ニーズ確認調査以外の場合)3000 万円未満。 なお、スタートアップ企業として応募される際は、上記①及び③を免除いたします。
B044	9/25	様式 3. 調査支援対象経費積算表	—	「様式 3.調査支援対象経費積算表」の<調査支援対象費目内訳の考え方>は記載すべきか。	青字の記載ガイドに沿ってご記載下さい。
B045	9/25	募集要項	第 4、2.応募書類	「様式 1.同意書」は共同企業体を構成する場合のみ提出すれば良いか。	「様式 1.同意書」は共同企業体を構成するか否かに関わらず、全提案法人提出必須の書類です。共同企業体を構成する場合には、全構成企業の連名でご記載下さい。
B046	9/25	募集要項	第 4、2.応募書類	「様式 1.同意書」について、①押印は省略可能か。②署名欄は手書き必須か。	①既に公開済みの No.B018 の質問及び回答をご確認下さい。 ②自署・ワード入力を問いません。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
B047	9/25	別添資料 4. 調査支援対象 費目	4.積算にかかる留意事項	滞在日数 30 日を超過した場合の宿泊料の取り扱いについては、超過日数分のみを上限基準額の 90% もしくは 80%で計上する事で良いか。また、調査期間中の合計滞在日数では無く、1回の渡航につき 30 日を超過した場合のみ、この控除が適用されるのか。	1回の渡航につき滞在日数 30 日を超えた場合、30 日を超過した日数分については上限基準額の 90%もしくは 80%を積算ください。
B048	9/25	別添資料 4. 調査支援対象 費目	別表	地域金融機関従事者の海外旅行保険、通信費は計上出来るか。	雑費として計上下さい。
B049	9/25	企画書	全般	図表を挿入する場合、図表内の文字数も文字制限の対象となるか。	公開済みの B003,005,0012,021 の質問及び回答をご確認下さい。
B050	9/26	別紙 6. 環境社会配慮 スクリーニング 様式	項目 3	項目 3-1「環境アセスメントは事業実施国の法制度上必要ですか？」とは、申請業務内容について環境アセスメントは事業実施国の法制度上必要か否かを問われているのか。	ご理解の通りです。実証事業を行う上で、環境アセスメントが事業対象国の法制度上求められているか否かを問う設問です。
B051	9/26	別添資料 4. 調査支援対象 費目	4.積算にかかる留意事項	JICA コンサルタントの特殊備人費・車両借上費、調査対象国内の交通費は何人分計上すべきか。	・既に公開済みの No.B024 の質問及び回答をご確認下さい。 ・簡易的に算出する観点から提案企業と同じ金額を計上いただくようお願いします。採択後に JICA コンサルタントの支援を得つつ経費内訳の見直しを行います。渡航計画を踏まえた調整は当該タイミングで行うことが可能です。
B052	9/26	企画書	全般	企画書全体のページ数に上限はあるか。	ページ数の制限はありません。ただし、各設問の字数制限内でご記載下さい。

C. 普及・実証・ビジネス化事業

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
C001	9/4	別添資料 6. 業務委託契約書(サンプル)(付属書 I~IV 含む)及び協議議事録(サンプル)	協議議事録(サンプル)	協議議事録のサンプルはどこで公開されているのか。	募集要項の別添資料 6「業務委託契約書(サンプル)(付属書 I~IV 含む)及び協議議事録(サンプル)」をご確認下さい。
C002	9/4	別添資料 2. 事業対象国における留意事項	インドネシアの留意事項	インドネシアの留意事項に『協議議事録については、大統領令により英語に加えてインドネシア語でも作成することが定められており、提案企業による対応が求められています。同大統領令には、両言語の解釈に相違がある場合は英語を優先すると記載されています。』とあるが、自動的に英語が優先されるのか。	別添資料 2 に記載の通りです。協議議事録にも、解釈に相違が発生した場合は英語が優先される旨を記載する例がありますので、実際に締結する際は C/P 機関とご相談ください。
C003	9/6	募集要項	第 1、2. 募集対象事業	中堅企業に関して、以前の公示ではあった「みなし大企業」等の条件はなくなったのか。	2023 年度の募集要項に記載の通り、今回の募集において中堅企業に関する条件としては『営利法人において資本金額 10 億円未満の企業』であることのみとしています。 また、応募可能スキームのご確認には、法人区分確認ツール (https://minkanrenkei.jica.go.jp/regist/is?SMPFORM=mbme-liqgtc-759b381be4fb64d997a80d8f3989b1f8) をご活用ください。
C004	9/12	企画書	表紙、応募勧奨	応募勧奨項目の内、グローバルアジェンダ事業構想のカッコ内には何を記載すればよいのか。	「別添資料 5. グローバル・アジェンダにおける民間連携重点事項」の「2. グローバル・アジェンダごとの民連連携重点事項」の内、提案事業と合致するものがありましたら、重点事項名をカッコ内にご記載下さい。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
C005	9/14	別添資料 4. 経理処理ガイドライン	4、(3)、1)「I.(外部人材に係る)人件費」	提案法人(非営利法人)の案件に、同法人に理事や事務局長として人材を出している会員企業の役職員は外部人材や補強人材として参画できるか。なお、当該会員企業はビジネスの対象となる製品・サービス等を取り扱っていない。	(個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) 非営利法人は「SDGs ビジネス支援型」にご応募頂けます。御質問の記載からは、経理処理(積算)ガイドライン p.12 記載の外部人材条件「④役員の兼務等により提案法人との間で実質的支配関係にある法人の役員等及び従業員でないこと」に抵触すると考えられ、この場合は、外部人材としては参画できません。ただし、最終的には、契約交渉を通じて他の条件も確認のうえで、外部人材適否を判定します。一方、外部人材的確要件を満たさない場合にも、補強人材として参画は可能です。
C006	9/15	—	—	外部人材適格要件のように、提案法人の業務主任者/業務従事者に関して適格要件はあるか。	提案法人に所属しているか否かは「専任の技術者」であることを基本としますが、最終的には JICA が契約交渉において確認し、判断します。なお、公示日時点で、業務従事予定者と提案法人の間で有効な雇用契約がない者(契約予定者等)を雇用があるように企画書に記載された場合は虚偽記載となります。そのような場合には、企画書にて●年●月雇用予定、案件採択された場合に雇用予定等具体的な関係を明記ください。「様式 3.見積金額内訳書・見積金額内訳明細書」は、当該従事者の旅費等も考慮の上、作成下さい。
C007	9/20	募集要項	第2、1.募集対象の法人(2) 財務要件	募集対象の法人の条件の中の「直近の年商の3年平均が 3000 万円未満」について、子会社等を含めた連結による年商か。	提案企業単体の年商となります。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
C008	9/20	企画書	全般	①企画書末尾の「別添の目次部分」はページ数に含むか否か。 ②企画書要約はページ数に含むか否か。 ③別添の各様式に記載量の制限はあるか。	企画書の記載量(ページ数)は、企画書要約から企画書末尾の「以上」までを規定の記載量(ページ数)でご記載ください。また、別添については、フォーマットの記載量(それぞれ1ページ以内)で簡潔に記載いただくことを想定しますが、複数ページにわたりご記載頂いても構いません。以上踏まえ、以下の通り回答します。 ①ページのカウントは企画書本文末尾の「以上」までとなります。 ②企画書要約はページ数に含みます。 ③原則、フォーマットの記載量に沿って記載してください。一方、複数ページになることを否定しません。
C009	9/20	企画書	別添 1 提案機材・システムの競争技術との比較	別添 1 提案機材・システムの競争技術との比較における技術の分類(大項目)及び(小項目)はなにを参照するのか。	総務省の日本標準産業分類を参照してください。 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000_044.html
C010	9/21	募集要項	第 1、2.募集対象事業	あるホールディングス企業の子会社は中堅企業に該当するか。	(個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。) 公開済みの C003 の質問及び回答をご確認下さい。
C011	9/25	別添資料 4. 経理処理ガイドライン	4、(3)、1)「I.(外部人材に係る)人件費」	外部人材の適格要件として「受注業務対象国居住者ではないこと」とあるが、本邦・業務対象国以外の第 3 国であれば外部人材になり得るか。	第 3 国居住者は外部人材になり得ます。他方、これ以外にも複数の適格要件がありますので、これのみをもって外部人材として適格か否かを判断出来ません。最終的には、契約交渉を通じて他の条件も確認のうえで、外部人材適否を判定します。
C012	9/25	別添資料 4. 経理処理ガイドライン	4、3)「III.管理費」	現地 C/P や業務従事者が外部の有料講座を受講する場合の受講料は計上可能か。	「別添資料 4.経理処理ガイドライン」に記載のない費目の積算は出来ません。管理費等でご対応下さい。
C013	9/25	企画書	設問 1、(3)	設問 1(3)の「必要なインフラ整備状況」とは、ビジネスを行うために必要な道路・電気・通信などの整備状況を記載すれば良いか。	ご理解の通りです。ビジネスを実施する上で、必要なインフラ環境、確認出来ている整備状況をご記載下さい。

No.	掲載日	該当資料	該当箇所	質問	回答
C014	9/25	別添資料 1. 制度説明資料	第 1、2.実施体制及び業務 従事者に係る諸条件	現地販売店の社員を補強人材として参画させる事は 可能か。	可能です。なお、当該社員の所属先が、提案法人の場 合は提案法人として参画が可能です。
C015	9/25	企画書	—	ニーズ確認調査への応募において、相手国側ビジネス パートナーの詳細(資本金や売上等)を記載すべきでし ょうか、また、ビジネスパートナー企業の規定はありま すか？	相手国側ビジネスパートナーが既に決まっている場合 には、ビジネスパートナーの情報のみを記載する設問 はございませんが、企画書内で適宜ご説明下さい。多 様な形のパートナーシップがありますので、ビジネスパ ートナー企業の外形上の規定等はありません。 なお、ビジネスパートナーが決まっていない場合にも、 ニーズ確認調査への応募は可能です。
C016	9/26	様式 3. 見積金額内訳 書・見積金額 内訳明細書	見積根拠資料	見積根拠は採択後に提出する事になっているので、 「様式 3.見積金額内訳書・見積金額内訳明細書」の「見 積根拠資料番号」の記載は不要か。	ご理解の通り、応募時に「見積根拠資料番号」の記載は 不要です。
C017	9/26	企画書	—	企画書冒頭の要約と設問 1 はページを変えずに、続け て記載しても問題ないか。	問題ございません。ただし、【企画書作成に当たっての 留意事項】に記載の通り、企画書全般においてフォント は判読に困難のない大きさを確保してください。
C018	9/26	企画書	設問 3、(4)	・設問 3、(4)に「(3)で記載いただいた目標の達成に 必要となる具体的な活動計画を、別添 2 に記載くださ い」とあるが、企画書には成果のみ、別添 2 には活動内 容を記載すれば良いか。 ・別添に記載した内容も審査対象となるか。	・企画書内の青字ガイドに沿ってご作成下さい。活動内 容は別添 2 に記載頂く事を想定していますが、補足等 を本文に記載する事は妨げません。 ・本文及び別添に記載された全てが審査対象です。